

「環境広場さっぽろ 2021 バーチャルツアー」 仮想会場の構築及び札幌市環境局仮想 出展ブースの作成・運営並びに広報等業務

I 一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、「環境広場さっぽろ 2021 バーチャルツアー」 仮想会場の構築及び札幌市環境局仮想出展ブースの作成・運営並びに広報等業務（以下「本業務」という）に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。
- (3) 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用語の定義

この仕様書において「指示」「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、委託者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者が委託者を經由して委託者の承諾を得ることをいう。

3 受託者の業務

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 本業務の処理に関し、得た秘密について他に漏らさないこと。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、進捗の管理に努めること。
- (4) 業務の実施に当たり、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るよう努力すること。

4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の当該業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

5 業務責任者等

- (1) 受託者は、本業務の処理について業務責任者を定めること。
- (2) 業務責任者は、契約書、図書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (3) 業務責任者は、本業務における技術的な管理を行なううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

6 提出書類

- (1) 受託者は、契約後、所定の様式により関係書類を委託者に遅延なく提出しなければならない。
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

7 着手

受託者は契約締結後すみやかに業務ごとの実施スケジュールを含めた業務計画書を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

8 打合せ

- (1) 打合せは本業務着手時及び本業務の主要な区切りにおいて行うものとし、その結果を記録し、相互に確認するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たって、業務責任者と委託者は十分な連絡を取り、その連絡事項を記録し、相互に確認するものとする。

9 業務の完了

- (1) 受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果品を委託者に提出しなければならない。
- (2) 検査に際しては、成果品その他関係資料を整えておくものとし、業務責任者を出席させるものとする。

10 その他

- (1) この業務に関して生じる問題点については、委託者・受託者の双方が協議してこれを処理する。
- (2) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。
- (3) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (4) 本業務の履行において使用する材料等は環境に配慮したものであること。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり、第三者委託をすることができない。ただし、委託者が必要と認めたときはこの限りではない。
- (6) 本業務に係る著作権、印刷物及び提出された原稿・データに関する権利は札幌市に帰属する。

II 業務内容

1 業務名

「環境広場さっぽろ 2021 バーチャルツアー」仮想会場の構築及び札幌市環境局仮想出展ブースの作成・運営並びに広報等業務

2 「環境広場さっぽろ 2021 バーチャルツアー」開催日時

令和4年1月8日(土)～14日(金)【7日間】

3 業務目的・概要

本業務は「環境広場さっぽろ 2021 バーチャルツアー」における仮想会場の構築及び札幌市環境局ブースの作成・運営並びに広報等の各種調整を行うものである。

環境広場さっぽろは、特に未来を担う子どもたちをはじめとした市民が、様々な事業者や市民団体が行っている環境保全等への取組や活動を学ぶとともにワークショップや職業体験活動などを通じて環境保全活動の大切さや手法を学び、自らが率先して取り組んでいくように、動機付け、啓発することを目的としている。

「環境広場さっぽろ 2021 バーチャルツアー」は、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止に取り組む国内においても、引き続きこの目的の達成を目指し、子どもたちをはじめとした来場者（閲覧者）や出展者の安心・安全の確保を最優先に、子どもたちをはじめとした市民が笑顔で暮らせる持続可能な社会について考える機会を創出するため、オンラインによる仮想会場において開催するものである。

オンラインによる仮想会場開催にあたっては、受託者が関係者と調整し、開催実施に必要な仮想会場の構築や技術者等の人員手配、及び広報業務を行うことで、円滑な開催運営環境を整えるものである。

4 業務の内容

受託者は、オンライン上に、「環境広場さっぽろ 2021 バーチャルツアー」の仮想会場を構築すること。

仮想会場は、来場（閲覧）者が各出展ブースを周遊（いわゆるバーチャルツアー）する体験が可能な会場とすること。

また、札幌市環境局が出展するブースについては、以下のとおり業務担当者との調整、必要設備の手配・設定を行うこと。

なお、ブースのデザイン、作成にあたっては、事前に業務担当者とは十分打合せを行い、委託者の了解を得ること。

(1) 仮想会場の作成・運営

受託者は本業務専用のホームページを作成し、来場（閲覧）者が各出展ブースを周遊できる、札幌ドームをモデルとした仮想会場を3DCGにて作成すること。

なお、作成にあたってのプラットフォームについては、VRパノラマツアー作成サービス「Grooon（グルーン）」を想定しているため、会場周遊・デジタルコンテンツの閲覧等、各出展ブースが「Grooon（グルーン）」により円滑に支障なく稼働できる仮想会場を作成すること。

- ア 本業務専用ホームページのトップページには、開催期間中配信されるイベント情報を掲載するとともにオンライン会場内への入口を用意する。
- イ 仮想会場の入口は来場者（閲覧者）がクリックすると仮想会場へ入ることができる。
- ウ 仮想会場は、札幌ドームと同程度の広さを想定し、各出展者が出展するブースを110小間前後配置する。
- エ 仮想会場作成にあたっては、その画質・再現度について、委託者及びモデルとなる施設の管理者が承諾する品質とすること。
- オ 仮想会場は、場内を周遊することで各ブースを訪問でき、コンテンツをクリックすることで資料の閲覧やイベントの参加ができるものとする。

(2) 札幌市環境局ブースの作成

仮想会場内に配置する環境局の各出展ブースは、以下のとおり。

出展内容の企画、VRパノラマーツアー作成サービス「Grooon（グルーン）」によるブースの用意・設定、各担当者との調整、必要設備の手配・設定、コンテンツの動作確認・調整を行う。

出展に関しては、委託者が用意する各種コンテンツ及び(5)で作成するデジタルコンテンツにリンク等を設置し、来場者（閲覧者）が閲覧できるよう設定を行うこと。

なお、下記出展ブースについては、受託者と協議のうえ、レイアウトを変更することがある。

また、委託者と十分協議のうえ、コンテンツの展示内容に見合ったブースデザインを企画すること。

ア 環境都市推進部ブース

環境政策課、環境エネルギー課スペース

- ・大きさ：10m×10m（100m²）：30コンテンツ以内を1ブース

環境対策課、環境共生担当課スペース

- ・大きさ：10m×10m（100m²）：30コンテンツ以内を1ブース

イ 環境事業部ブース

- ・大きさ：5m×10m（50m²）：6コンテンツ以内を2ブース

ウ 環境報告書展ブース

- ・大きさ：5m×10m（50m²）：6コンテンツ以内を1ブース

エ 生物多様性さっぽろ応援宣言企業・団体紹介ブース

- ・大きさ：5m×10m（50m²）：6コンテンツ以内を1ブース

オ さっぽろこども環境コンテストブース

- ・大きさ：5m×10m（50m²）：6コンテンツ以内を1ブース

カ NPOほか団体ブース

以下のブースを10ブース

- ・大きさ：5m×5m（25m²）：3コンテンツ以内

(3) デザイン・レイアウト

(1)、(2)について、PCのほか、スマートフォンやタブレット端末に対応可能なレスポンスデザインとすること。

また、いずれの端末においても操作しやすいデザイン・レイアウトとすること。

(4) 専用サーバ

本業務において、受託者は開催及び開催テスト期間中に専用のサーバを用意すること（レンタルを可能とする）。

期間は7日間で、同時に5,000人程度のアクセスに対応でき、仮想会場のデータを収容できる容量を持つものとし、以下の条件を前提とする。

ア 可能な限り安価なサーバであること。

イ サーバのレンタルは、サーバ証明書の調達が可能なレンタルサーバ業者から調達すること。

ウ 常時SSL化に対応すること。

エ サーバは国内のデータセンターに設置されていること。

オ 契約後に委託者から受託者に情報提供するセキュリティポリシーを遵守した仕様の提案及びレンタルサーバの提示をすること。

(5) デジタルコンテンツの作成

環境局ブースにおいて、以下のとおり、デジタルコンテンツ作成を行うこと。

コンテンツの作成にあたっては、別添の「環境広場さっぽろ2021 バーチャルツアー」（以下、「イベント」という。）出展案内に従い、イベント企画・運業者と十分協議のうえ、支障なくコンテンツが稼働するよう作成・納品すること。

また、開催期間中においては、作成した電子コンテンツの不具合等について、速やかに調整を行うこと。

なお、デザイン、作成にあたっては、事前に業務担当者と十分打合せを行い、委託者の了解を得ること。

デジタルコンテンツは以下のとおり作成すること。

ア 燃料電池自動車、移動式水素ステーション 360度画像

委託者が用意する燃料電池自動車1台、移動式水素ステーション1台の360度画像を作成すること。

360度画像は、車両外観及び内部の閲覧が可能なものとし、車両概要等の詳細な情報をタグ付け等により付与すること。

イ パネルデータの作成

パネルデータについては、以下のとおり作成すること。

また、パネルデータの具体的なデザイン、内容については、委託者と協議の上、決定すること。

なお、それぞれのデータについては、PDFデータ（アウトライン前、アウトライン後）を作成すること。

・市民事業者へ具体的な行動を訴求するためのパネルデータ（6点程度）

- ・クイズパネルデータ（1点程度）
- ・ブース案内パネルデータ（2点程度）

ウ 投票ページの作成

委託者が用意する画像（10点程度）をもとに、投票機能を搭載したアンケートフォームを作成すること。

なお、投票結果については、イベント終了後、集計結果の一覧表を作成し、速やかに委託者に提出すること。

エ ランディングページの作成

ランディングページは、委託者の展示ブースとリンクするよう設定することとし、一覧表示された動画や静止画等のコンテンツから希望するコンテンツを選択すると、閲覧できる仕様とする。

- ・生物多様性さっぽろ応援宣言企業・団体紹介

委託者が用意する静止画 50点程度を一覧できる専用サイトを作成、または用意すること。

- ・さっぽろこども環境コンテスト

委託者が用意する静止画（30点程度）、動画（30点程度）を一覧できる専用サイトを2ページ作成すること。

- ・ヒグマ動画サイト

委託者が用意する動画 10点程度を一覧できる専用サイトを作成する。

なお、具体的なデザイン、内容については委託者と協議の上、決定することとする。

オ カッコー先生3Dモデルの作成

委託者が用意するカッコー先生のキャラクター2D画像及び3Dモデルをもとにキャラクターに手持ち看板を持たせたデザインの3Dモデルを作成すること。

なお、看板デザインについては、委託者と協議の上、決定すること。

カ ブース内アンケートの実施及び集計

委託者が提供するブース訪問者用のアンケートの回収・集計を行う。アンケートは、ブース（(2)ア環境都市推進部ブース）訪問者に対しそれぞれ行い、必要な機能・設定は受託者にて作成すること。

キ キーワードラリーの実施

展示ブース（4(2)ア環境都市推進部ブース）内のデジタルコンテンツのうち、計12コンテンツ程度にキーワードを一文字記載することとし、キーワードの記載があるもの及びないもの両方のデータを作成すること。記載するキーワードについては、委託者と協議の上、決定することとする。

また、参加者はキーワードを4(2)カのアンケート内に回答することとし、正解者の中から受託者が抽選して決定した100名程度に当選通知とともに1000円程度の賞品を送付すること。

なお、賞品の内容については、委託者と協議の上、決定することとする。

(6) 広報及びアンケートの実施

ア 開催告知ポスターの作成

B 3横フルカラー（校正5回以上）の開催告知ポスターを1,500枚作成し、指定場所に納品すること。

なお、開催告知ポスター1,500枚のうち1,400枚は4つ折りにして納品すること。

イ 告知広告の掲載

札幌市内の小学校200校85,000部以上及び中高生53,000部以上に配布している媒体冊子を対象に、見開き2ページ以上の広告を1回以上実施すること。

ウ ガイドブックの作成、梱包及び郵送

「環境広場さっぽろ2021 バーチャルツアー」のガイドブック（タブロイド判フルカラー、校正5回以上）57,000部作成し、各所へ郵送できるよう仕分け、梱包、宛名貼り、郵送を行う。

なお、郵送ラベルのデータは委託者が提供する。

エ WEB バナー広告の実施

イベント告知用画像を作成し、WEB バナー広告(Google ディスプレイネットワーク(GDN)、Yahoo ディスプレイ広告(YDA)、Facebook・Instagram 広告)に掲出すること。掲出期間はイベント開催日の1週間前からイベント中の約2週間とし、期間内の合計クリック数が20,000以上となるよう、効率的な運用・調整を行うこと。

また、掲出期間中の性別や年代等の属性別のクリック数等の集計レポートをイベント終了後、速やかに委託者に提出すること。

なお、掲出する画像については、適当なリサイズを行う等の必要な調整を行い、委託者の指示により、簡易なデザインの修正も適宜行うこと。

バナーをクリック等した遷移先(ランディングページ)については、上記4(1)の本業務専用ホームページのトップページへのリンクを設定すること。

オ 会場内アンケートの実施及び集計

委託者が提供する来場者用及び出展者用のアンケートの回収・集計を行う。

来場者アンケートは、ホームページの閲覧者に対し行い、アンケートに必要な機能・設定は受託者にて作成すること。

出展者アンケートは、各出展者にメールにて送付し、「環境広場さっぽろ2021 バーチャルツアー」終了後、速やかに返信を受け、集計を行うこと。

カ 報告書の作成

「環境広場さっぽろ2021 バーチャルツアー」の報告書を1,500部作成すること。

報告書は、A4中綴じのフルカラー30ページ程度(校正5回以上)とする。

出展者数は150社以上の企業・団体を想定し、報告書のデータも委託者へ提出する。

キ 報告映像の作成

上記報告書を素材に再生時間3分間程度のPR動画を作成すること。

5 業務完了時の報告

受託者は、本業務完了後、速やかに業務実施報告書とともに完了届を提出すること。

また、業務完了検査に際しては、報告書及びその他関係資料を整えておくものとし、

業務責任者を出席させるものとする。

6 その他

本業務の履行にあたっての第3者からの問い合わせ等については、原則として受託者が対応すること。また、クレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。また、対応できないクレームについては、迅速に札幌市へ報告すること。

7 履行期間

契約の日から令和4年3月31日まで

8 留意事項

(1) 業務の実施について

本事業の仕様書において定められた事項を実施する際には、必ず委託者との調整及び承認を受けてから実施するものとし、本承諾を得ずに実施した事項については、実施に係る責任や経費も含めて受託者で負担するものとする。

(2) 著作権等

本事業において作成した作成物の著作権等は札幌市に帰属する（作成した仮想会場を除く）。また、作成物に関して使用した資料や素材等に著作権が含まれるものについては、その一切の使用許可も含めて作成すること。併せて、本業務に係る著作権者人格権を行使しないものとする。

9 納入・検査場所

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境政策課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 12階南側

10 業務担当者

札幌市 環境局 環境都市推進部 環境政策課 岩田、丸山
TEL：011-211-2877 FAX：011-218-5108

別記 個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む）により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

